

第 6 章 入学、転学、退学、休学及び懲戒

第 14 条 入学期は学年の始めとする。

第 15 条 本大学院の博士前期課程（修士課程）に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 文部科学大臣の指定した者
 - (5) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22才に達した者
 - (7) 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 2 前項第7号の学力検査は、本大学院各研究科委員会が行う。
- 3 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 修士の学位を得た者
 - (2) 外国において修士の学位又はそれと同等以上の学位を有する者
 - (3) 文部科学大臣が指定した者
 - (4) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 本大学院の歯学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学）を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、専攻しようとする領域について、大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程（修業年限6年）を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- 5 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の検定に合格した者とする。
- (1) 薬科大学（6年制）又は大学の薬学部（6年制）を卒業した者
 - (2) 大学の薬学部（4年制）を卒業し、修士の学位を得た者
 - (3) 外国において修士の学位又はそれと同等以上の学力があると認めた者
 - (4) 文部科学大臣が指定した者
 - (5) 本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

第 16 条 本大学院の入学志願者は、入学検定料を納付の上、所定の書類を期日までに提出しなければならない。

第 17 条 前条の入学志願者については、各研究科の定めるところの選考試験を行い、合格者を定める。

第 18 条 合格者は、所定の期日までに別に定める入学金、授業料等を添えて保証人連署の在学誓約書を提出しなければならない。

第 19 条 保証人は、父兄若しくは独立の生計を営む者で、確実に保証人としての責務を果たしうる者でなければならない。

第 20 条 保証人が死亡し、又はその他の事由でその責務を果たしえないときには、新たに保証人を選定して届けなければならない。

第 21 条 保証人が住所を変更した場合は、直ちにその旨を届けなければならない。

第 22 条 学生が病気その他で退学しようとするときは、保証人連署の上、願い出なければならない。

- 2 前項の規定により退学した者又は除籍された者が、その日から4年以内に再入学を願い出たときは選考の上、原学年以下の学年に入学を許可することがある。

第23条 他の大学院の学生が所属の研究科長の承諾書を添えて本大学院に転学を志願したときは学年の始めに限り選考の上、これを許可することがある。

第24条 本大学院の学生で他の大学院を志願する者は、事情によって許可することがある。

第25条 学生が病気その他やむを得ない事由によって引き続き3月以上出席できないときはその理由を付し、保証人連署の上、願い出て休学することができる。

第26条 休学期間中は、学納金を免除する。ただし、在籍料は納入しなければならない。

第27条 休学は当該学年限りとする。ただし、特別の事情があるときには引き続き休学を許可することがある。

第28条 休学期間は在学期間に算入しない。

第29条 学生は本大学の規則若しくは命令にそむき、又は学生の本分に反する行為があったときは懲戒処分とすることがある。

第30条 次の各号の一に該当する者は、退学処分にする。

- (1) 性行不良であって改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他本学学生としての本分に反した者